

『地域資源活用プロジェクト推進事業』

1. 発足の経緯

この地域資源活用プロジェクト（以下「TASKプロジェクト」という）は、東京都が実施していた地域資源活用型産業活性化支援事業を活用したものです。東京の下町を構成する台東区（T）・墨田区（S）・荒川区（A）及び葛飾区（K）の4区が、区内に存在する産業集積、技術人材、観光、文化等を資源としてとらえ、これらを最大限に生かす方策として、地域産業の活性化を図る目的で学識経験者、企業経営者、都、区、関係機関から構成される検討委員会を立ち上げ、「TASKプロジェクト構想」をとりまとめたものです。

2. 経過

平成 16 年	地域資源活用プロジェクト検討委員会（4区+東京都）の立ち上げ TASKプロジェクト構想の策定
平成 17 年	TASKプロジェクト推進委員会（4区）の発足
平成 21 年	足立区がプロジェクトに参加し5区体制に

3. 推進事業

平成 17 年～21 年	TASKホームページの開設 各区企業データベースの公開 メールマガジン配信 4区合同産業人会議の開催 伝統的工芸品チャレンジ大賞の開催 （→平成18年より全都的に行うこととなり、東京都の事業へ） TASKものづくり大賞の実施 下町のスグレもの応援プロジェクトの実施 TASKものづくり大賞の受賞者の東京ギフトショーへの出展 展示即売支援プロジェクト（東急ハンズへの出店）の推進 東京藝術大学との連携プロジェクトの実施 東京藝術大学学生・TASKものづくり企業・技術者交流会の実施 ものづくり系高校（荒川工業高校）生徒・教員との交流会の実施
--------------	---

4. 各区の役割

事業	内容	担当区
「下町スグレもの」見つけ隊・みがき隊・広め隊	製品モニターを通して消費者の意見を集め、5区内の企業が製造・販売した「日常生活用品」を付加価値の高い製品の改良につなげていく（4回目）。	荒川区
TASKものづくり大賞	TASK地域内で培われてきたものづくりの熟練技術や高度な技能等を結集して、快適・安心の東京生活を提案する新たな商品を広く公募し、優秀作品を表彰する。表彰作品は、東京ギフトショーで紹介（4回目）。	葛飾区

東京藝術大学との連携事業	東京藝術大学との連携事業を検討、実施する。 ⇒連携事業の今後について検討し、統一的な条件で各区対応で連携するように調整	墨田区
展示販売応援プロジェクト	各区の産業フェア等との連携及びTASK地域内ものづくり企業の販売支援について検討、実施（新規）。	足立区
庶務・一般	推進会議、事務局会議運営、ホームページ、メルマガ運営・管理、産業交流展出展など	台東区

5. 事業実績

プロジェクト名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
下町のスグレもの応援プロジェクトの出展企業数 (上段:全体 下段:墨田区)	社	9	10	9	10
		2	2	2	2
TASKものづくり大賞の応募企業数 (上段:全体 下段:墨田区)	社	47	50	59	48
		12	10	16	10

6. 地域ブランド戦略との相乗効果

地域ブランド戦略「ものづくりコラボレーション」事業において生まれた商品を、TASKものづくり大賞に応募し評価されることで、消費者の反応をフィードバックさせること及び受賞による企業のモチベーションアップという効果を生むことが可能となる。

7. 成果と課題

〈成果〉

- ・ 「日用消費財関連」という共通語を持つ城東地域の5区で協働し、TASKホームページの運営や各区の事業者リストの共有を図ることで各区の事業者同士のネットワーク化が進んでいる。
- ・ 「TASKものづくり大賞」に関して、東京ギフトショーへ共同出展できるなどのメリットが浸透しつつある。
- ・ 「下町のスグレもの応援プロジェクト」についても5区が協働して行っていることのスケールメリットを活かしていることで、応募企業数や応募製品数も増加傾向にある。
- ・ 「展示即売支援プロジェクト」を推進することにより、各事業者が実際の売場で消費者から直接意見を聞けるなど、今後の各事業者の事業展開に大きく寄与している。

〈課題〉

- ・ 「TASKものづくり大賞」や「下町のスグレもの応援プロジェクト」の出展企業の固定化
- ・ 部品等を製造する（最終製品の製造をしていない）企業への対応
- ・ 各区でTASKに対して温度差があり、いまひとつ5区の連携が強化されない部分があるように感じられる

以上の点を踏まえ、今後、TASKプロジェクトの推進や参加について精査していく必要がある。

すみだ次世代モビリティ開発プロジェクトについて

中小企業センター

【目的】

東京スカイツリーや周囲の観光スポットを巡る環境にやさしいモビリティ（移動体）を開発し、実用化を目指すことを目的としている。

【推進体制】

区内企業、大学、行政が参画する「すみだ次世代モビリティ開発コンソーシアム」を結成して推進していく。平成19年5月発足。

《参画団体》

すみだ新製品開発プロジェクト実行委員会（区内企業16社から成る任意団体）、墨田区
 株早稲田環境研究所（早稲田大学発ベンチャー企業・コンソーシアム事務局）、早稲田大学

【事業実績】

・アイデアコンテストの実施

デザイン部門144点、ビジネスモデル部門8点の応募があった。試作車「HOKUSAI」の外観はデザイン部門最優秀賞の作品を基に製作した。

・試作車HOKUSAIの製作

すみだ新製品開発プロジェクト実行委員会が持つ技術力を結集して製作。平成21年1月完成。区内外へのイベント出展、視察時の走行会の実施など、当プロジェクトのPRに貢献している。

（主要諸元）

2人乗り

- ・全長2050×全幅1300×全高1400（単位：mm）
- ・最高速度 30km/h
- ・充電時間 8時間
- ・航続距離 25km



試作車 HOKUSAI

・HOKUSAI-IIの開発

試作車HOKUSAI製作で培ったノウハウと、早稲田大学が所有する超小型電気自動車（ULV）の設計技術を融合させ、株浜野製作所（実行委員会会員企業）が中心となって、公道走行可能なHOKUSAI-IIを開発。平成22年7月完成。

（主要諸元）

1人乗り

- ・全長1900×全幅1000×全高1400（単位：mm）
- ・最高速度 30km/h
- ・充電時間 4時間
- ・航続距離 30km



HOKUSAI-II

【今後の展開】

・実用性の検証

・HOKUSAI-IIを実際に使用し、実用性に関する検証を行う。

・運用方法の検討及び運用計画の作成

・区民、区内事業者、観光客等の利用ニーズに合わせた運用方法を検討し、運用拠点、運用台数、保全体制等、運用に必要な事項をまとめた計画を作成する。

・区民への事業PR

・区主催の行事や地元のイベント等にモビリティを出展し、区内企業の技術力のPR及び事業PRを行う。

【今後の課題】

- ・実用性の検証を早急に行い、作成した運用計画に基づき実際に運用を行う事業協力者を決定する必要がある。
- ・モビリティの作成に係わった区内企業を中心に、保管場所、メンテナンス等管理・運営を担う今後の体制を整備する必要がある。
- ・完成したモビリティのPRについては、区内企業の受注先の開拓や受注増につながるように、ものづくりのまち墨田の「技術力」を広くアピールできる「場」に積極的に展開する必要がある。

1 事業開始の経緯

平成18年度から本事業を開始した。当初は、35歳未満の求職者を対象に就職支援を行っていたが、平成21年度からは、雇用失業情勢が悪化する中で対象年齢を40歳未満に拡大した。

2 事業内容

(1) キャリア・アドバイス

就業経験のない若年者に特化した就職に関する相談に応じる。また、就職後も、企業との相互理解の不足から就業が長続きしないケースもあるため、アドバイザーが従業員や企業の相談に応じることにより、若者の就業定着に向けたフォローを行う。

墨田区役所1階 就職サポートコーナー（すみだ就職相談室）

【開設日】毎週月・水・金（※平成18年度から）

毎月第2・4土曜日

（※第2土曜日は平成19年度から、第4土曜日は平成20年度から）

【時 間】午後1時から5時まで

すみだ産業会館 会議室

【開設日】毎月第1・3火曜日（※平成22年度から）

【時 間】午後1時30分から4時30分まで

(2) 企業見学会

実際に働く現場・様子を見学したり、体験したりすることもできる企業見学会を開催する。

(3) 求職者向けセミナー

履歴書の記入方法や面接の受け方など、就職に向けて就職活動のノウハウを修得できるよう基礎的なセミナーを開く。

3 業務委託先

日本マンパワー（株）

4 当事業に係る予算・決算

年度	予算	決算	執行率
18	10,380,000円	10,010,321円	96.4%
19	6,752,000円	6,685,450円	99.0%
20	7,272,000円	7,069,379円	97.2%
21	7,803,000円	7,459,784円	95.6%
22	8,736,000円		

5 根拠

雇用対策法第5条

地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

6 今後の取組み

本来、雇用労働政策は、国や東京都が広域的・政策的に実施することが基本であると考えているが、区民に最も身近な自治体である区として、地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められている。

就職サポート事業は平成18年度から5年間の時限措置として実施しているが、厳しい雇用情勢が続く中で、今後とも支援を求める求職者に対して、より一層効果的なサポートを継続していく。

「工房ショップ創出事業」の概要について

1 3M運動の実施目的

墨田区の産業は、墨田という「風土」の中で生まれ、育まれ、「人から人へ」と受け継がれ、現在の「産業のまち」すみを形づくってきました。そしてこれからも、区内産業の繁栄が、墨田の新しい「歴史」を作り上げていくといっても過言ではありません。しかし、区内産業は、優れた技術による品質の良い商品を消費者に提供しているにもかかわらず、その実態が評価されていないことも少なくありません。こうした中で、区内産業と区内生産品が「正当な評価」を受け、さらに「より高い評価」を受けようとするためのイメージアップ運動として、「小さな博物館(Museum)」「マイスター(Meister)」「工房ショップ(Manufacturing Shop)」の3つのMの頭文字を取って「3M(スリーエム)」運動を展開しています。「ものづくり」の大切さをアピールするため、新たなものづくりの展開と運動全体のPR強化を図っていくことにしています。

「3M」運動は、3つの運動を総称したのですが、これらを一体的に展開することによって、さらに高い効果をあげるように努めています。

2 「工房ショップ創出事業」の概要

墨田区の提唱してきた「工房文化の都市」や「ファッションタウンすみだ」を実現するため、区内の製造業者を対象に、製造と販売を一体化させた工房ショップの創出を支援しています。現在は22店を工房ショップとして展開しています。

●支援内容

①工房ショップの認定

製販一体型の店舗で、次の条件を満たす店舗を審査により工房ショップとして認定。

ア 工房（作業場）と店舗が一体的に配置されていること。

イ 店舗部分が15㎡以上であり、工房ショップとしての合計面積が30㎡以上あること。

② 工房ショップへの助成

下記の地域に新たに工房ショップを設置する場合は、経費の一部を補助。

（補助額は、経費の2分の1の額で150万円を限度）

助成金交付対象地域：北斎通り地区、馬車通り地区、曳舟周辺地区、浅草通り及び
びたワール周辺地区、清澄通り地区、四ツ目通り地区

③ 工房ショップの共同PR

工房ショップとして認定した店舗を掲載したガイドマップ等を作成し、共同でPR。

3 「工房ショップ」認定の実績

「工房ショップ創出事業」は、現在は22館が認定されています。本事業は、平成12年にモデルショップ事業(すみだマイスターが運営するショップ)と統合されており、平成11～12年はモデルショップから工房ショップへと段階的に再認定されているため、件数が多くなっています。

	認定件数	認定解除件数	補助金支出額
10	2	0	3,800,000
11	8	0	1,900,000
12	6	1	1,038,607
13	3	1	1,889,610
14	0	0	0
15	2	1	3,000,000
16	3	1	3,000,000
17	5	3	4,500,000
18	1	1	1,500,000
19	3	1	3,742,000
20	0	1	0
21	0	1	0

4 工房ショップの課題

墨田区が国際観光都市「すみだ」に向けた取組を進める中で、「工房ショップ」をはじめとした3M運動をどのように展開していくのか。「工房ショップ」だけでなく、3M運動の中長期的ビジョンや指針の策定が課題となっている。

「商業活性化すみだプログラム推進事業」の概要について

産業経済課

1 事業実施の経緯

消費者ニーズの変化や大型店の進出等により、区内の商業環境は大きく変化をしています。また、区内商店・商店街は、後継者不足や転廃業などにより、厳しい経営状況にあります。このような中で、地域に密着し、かつ都市型観光に対応した商業の展開が求められています。

区はこうした状況を踏まえ、東京スカイツリー建設を契機として、新しい時代にふさわしい商業拠点や商店街の活性化を図るため、平成19年3月に、今後10年間に取り組むべき行動指針として、「商業活性化すみだプログラム」を策定しました。本プログラムの最大の特徴は、区内の商店街や商業者が中心となり、地域の企業や住民の皆さんの参画も得ながら取り組む「エリアマネジメント」の仕組みづくりを目指すという点にあります。

「商業活性化すみだプログラム」の実施にあたっては、区内6ヶ所の商業拠点地区を定め、各地区の特性や資源を活用して、順次、具体的な取り組みを推進することとしています。

2 商業活性化の将来像（あるべき姿）

将来像1：商店街がコミュニティを支える「暮らしの広場」になっている

- ・各商店がコミュニティに受け入れられる商品やサービスを提供すると共に、商店の集まりである商店街が暮らしの広場として、コミュニティの核となり、人々の交流の場としての役割を果たしている。

将来像2：墨田ならではの特徴を生かした商業が区内に集積している

- ・墨田の歴史、文化、伝統とこだわりを売る商業が、墨田区の商業を支える力の源泉となっている。既存の地域資源を活用、情報発信するとともに、将来を担う商業者が育ち、区外からも意欲ある商業者が多く流入している。

将来像3：商業拠点が魅力を増すとともに、回遊性が高まっている

- ・新タワーの建設が予定される押上・業平橋地区をはじめ、錦糸町地区、両国地区、吾妻橋地区等が、広域商業拠点としてその魅力を発信するとともに、各拠点と地域の商店街がそれぞれの特性を発揮しながら補完しあい、回遊性の高いまちを構成している。

3 商業拠点地区ごとの将来像、目標と事業の取組実績

(1) 押上・業平橋地区

将来像：新タワー建設とタワー街区の開発が、その周辺地区へも活力を及ぼしている

（これまでの実績）

- ・商店会の現況調査、ワークショップの開催、デザインコード案作成
- ・「押上・業平橋地区活性化協議会」と同青年部を立ち上げ、マップ作成、イベント「タワーでパワーON!」の開催
- ・イメージキャラクター「おしなりくん」のデザイン及び着ぐるみの製作、「おしなりくん」の商標登録、お休み処「おしなりくんの家」の開設、ホームページ作成
- ・今後のまちづくりや協議会の法人化に向けた検討

（平成22年度の予定）

- ・協議会の振興組合化（法人化）の検討、お休み処「おしなりくんの家」の運営、「おしなりくん」の商標活用、「おしなりくん」グッズの製作、イベント「タワーでパワーON!2010」の開催、ホームページの運用、今後のまちづくりに向けた検討

(今後の推進計画)

商業者と地域住民が一体となって、東京スカイツリーがオープンする平成24年春までに、協議会の法人化を目指す。協議会が主体となって、商業の活性化や来街者をおもてなしするまちづくりを推進していく。

(2) 両国地区

将来像：豊富な観光資源により、まち歩き観光商業の拠点となっている

(これまでの実績)

- ・個店の現況調査、ワークショップの開催、両国のまちのコンセプト作成
- ・個店診断の実施、勉強会の実施、京葉道路拡幅等の対応を検討
- ・個店紹介冊子の作成による個店の魅力の明確化と情報発信

(平成22年度の予定)

- ・「個店の魅力」情報の集積と発信、「両国の魅力」充実への取り組み

(今後の推進計画)

商店会を基本としつつも、個店に重点を置いた取り組みと、両国地区全体を視野に入れた「個店の魅力から始まる両国地区の魅力づくり」という柔軟な検討体制を目指す。

(3) 吾妻橋地区

将来像：浅草、向島、タワー街区の要の位置にあることを生かして、存在感を高めている

(これまでの実績)

- ・商業者と町会関係者による勉強会の実施、「吾妻橋地区活性化協議会」と同青年部の立ち上げ

(平成22年度の予定)

- ・街歩きマップ「あづマップ」の作成、イベント「吾妻橋青空市場」の開催

(今後の推進計画)

- ・勉強会を継続実施し、街歩きマップの作成やイベント等の開催を進める中で、広範な推進組織づくりを進める。定例的な市の実施や地域貢献を通じて、人のつながりを導き、地域の活性化につなげていく。

(4) 曳舟地区

将来像：新しい再開発・商業施設を受け入れ、共存し、活性化している

(これまでの実績)

- ・既に組織化されている協議会組織の拡充と発展、イベントの実施、コミュニティカフェ等収益事業の検討

(平成22年度の予定)

- ・協議会組織の拡充と発展、定期イベントの実施、大型商業施設運営者と地元商業者の交流、コミュニティカフェ等収益事業の検討

(今後の推進計画)

- ・組織拡充、イベント実施、コミュニティカフェ等収益事業の実施、大型商業施設運営者との共同体制（イベント共同実施等）の構築を進める。

(5) 錦糸町地区

将来像：墨田区随一の商業集積地として、広域から人の集まる魅力を高めている。

(6) 向島・京島エリア

将来像：商店街を中心にした強いコミュニティのつながりにより下町文化を保持している。

※ 錦糸町地区及び向島・京島エリアについては、既存の商店街活動の支援を行いながら、順次進捗にあわせて、事業展開を図っていく。

小規模企業特別融資資金等の私的債権管理事務

小規模企業特別融資資金等の私的債権管理事務

生活経済課

1 事業開始の経緯

小規模企業特別融資においては、協力金融機関が回収不能になった当該融資に係る債権は、区と協力金融機関との損失補償契約に基づき、当該債権を区に譲渡することとなっている。墨田区小規模企業勤労者等福利厚生資金貸付金は、区が直接貸付を行ってきた。

これらの譲受債権及び貸付金に係る債権について、これまで区が自ら回収に努めてきたが、回収が困難なケースが多いため、未回収債権の一部について専門的ノウハウを有する債権回収会社（サービサー）に、平成20年度から債権の調査・回収業務を委託した。これにより、債権の確実な回収を図るとともに、回収困難な債権については条例に基づき債権放棄を行い、債権の適正な管理に努めている。

2 委託業務内容

- (1) 居住が確認できない債務者（借受人及び連帯保証人）については、公簿調査、電話調査、訪問調査等を繰り返し行い、居住の把握に努める。
- (2) 居住の確認ができていない債務者については、電話もしくは訪問等により返済協議を行い、その交渉において、返済意思のある債務者には、一括あるいは分割返済等を求め、その後の入金管理を行う。
- (3) 調査及び返済協議において、返済が困難と思われる債務者については、債務者の生活実態、資力・資産等の調査を行う。また、生活保護あるいは破産による免責を受けている債務者等については、疎明書類を収集し、区に提出する。

3 業務委託先

オリファサービス債権回収株式会社

4 当事業に係る予算・決算

年度	予算	決算	執行率
20	10,500,000 円	8,400,000 円	80.0%
21	10,513,000 円	9,246,612 円	88.0%
22	12,609,000 円		

5 債権回収会社への委託するメリット

- ・債務者調査及び債権回収に関するノウハウを熟知しており、接触困難案件や納付誓約後延滞案件などについて効果的に実態把握・納付交渉が可能である。
- ・弁護士を擁していることから、法的なアドバイスを受けることができる。
- ・全国に支社があり、区外に転出した債務者にも直接面会しての交渉・現地調査等ができる。

6 根拠

墨田区の債権の管理に関する条例第4条

区長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、区の債権の適正な管理に最大限努めなければならない。

7 今後の取組み

区が保有する債権については、善良な納付者から不公平感をもたれないよう適正な管理が求められる。今後とも、債務者の収入状況、滞納理由の把握に努め、適切な措置をとっていく上で効果的な取組みとして本事業を継続していく。